平成２６年（フ）第１０９号
茨城県土浦市若松町24番５号
破産者　鈴木由美子
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２３号
茨城県石岡市杉並１丁目１番19号　オーロラ杉並201、開始決定時の住所茨城県石岡市山崎3734番地１
破産者　安藤　和彦
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２０２号
札幌市南区真駒内本町５丁目１番８―401号
破産者　徳田真智子（旧姓三上）
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８号
福島県郡山市開成４丁目７番４号　マリオン開成山公園307号
破産者　戸髙　靖子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
群馬県高崎市箕郷町東明屋84番地、住民票上の住所群馬県前橋市関根町１丁目９番地８
破産者　星野　洋子（旧姓坂庭）
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３２７号
埼玉県坂戸市大字多和目201番地５
破産者　関　　廣子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２８号
岐阜県関市広見1997―５、住民票上の住所埼玉県坂戸市大字多和目201番地５
破産者　関　　晋二
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５７号
長野県千曲市大字屋代3143番地３　高ヶ原団地３号棟108
破産者　酒井　健雄
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１９５号
静岡市葵区千代１丁目20番７号、住民票上の住所静岡市葵区駒形通３丁目３番６号　那須野ビル１Ｆ
破産者　宮本　　洋
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５７号
静岡県沼津市西条町178番地の６　ソレイユ・ルヴァン705、開始決定時の住所静岡県沼津市市場町12番１号　プレステージ御成橋601
破産者　中川　勝広
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
名古屋市北区光音寺町２丁目39番地、開始決定時の住所名古屋市西区稲生町５丁目71番地の４
破産者　武藤　久子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８８号
愛知県瀬戸市矢形町145番地の１
破産者　大原　初江
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４７号
京都府木津川市木津内田山97番地
破産者　山本　真士
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６３号
神戸市北区鈴蘭台北町３丁目16番26号
破産者　安川こと　安川　　孝
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４２号
岡山県倉敷市茶屋町672番地８　エランドールⅡ107号
破産者　山根　幸子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
北海道旭川市春光１条７丁目３番53―609号市住3609号
破産者　小松左恵子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
青森県十和田市元町西２丁目３番13号
破産者　安達百合子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１１７号
秋田市川尻新川町９番７号
破産者　佐藤　秀樹
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８号
山形県最上郡金山町大字金山460番地８
破産者　梁瀬　孝男
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部